（平成２４年１０月１１日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

１．今回のあっせん等の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　　2 件

厚生年金関係　　2 件

（２）年金記録の訂正を不要と判断したもの　　13 件

国民年金関係　　7 件

厚生年金関係　　6 件

千葉厚生年金　事案 4818

第１　委員会の結論

申立人のＡ社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成３年２月１日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 28 万円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 30 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成２年 12 月 31 日から３年２月１日まで

私は、Ｂ社のグループ会社のＡ社に昭和 62 年 12 月１日から平成３年１月末日まで勤務したが、２年 12 月 31 日から３年２月１日まで厚生年金保険の被保険者記録に欠落があることに納得できないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のＡ社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、平成３年２月１日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年１月 31 日の後の同年４月２日付けで、当該記録を取り消し、遡って２年 12 月 31 日に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所において、申立人と同様に平成３年４月２日付けで、資格喪失日を２年 12 月 31 日に遡って訂正されている元同僚が多数存在している。

さらに、当該事業所に係る商業登記簿謄本により、当該事業所は申立期間において、法人事業所であることが確認できることから、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失日を遡及訂正する合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正とは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成３年２月１日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社における２年10 月の社会保険事務所の記録から 28 万円とすることが妥当である。

千葉厚生年金　事案4819

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年５月１日から48年１月29日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格取得日に係る記録を46年５月１日に、資格喪失日に係る記録を48年１月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を46年５月から同年９月までは３万円、同年10月から47年９月までは３万9,000円、同年10月から同年12月までは４万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和20年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和46年５月１日から49年10月３日まで

私は、昭和46年５月から49年10月までＢ市Ｃ区にあったＡ社に勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の主張及び元同僚二人の供述から、申立人がＡ社において、厚生年金保険に加入していた元同僚と同種の仕事内容、同じ勤務形態で当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、当該元同僚のうち、一人は、「申立人は、私の後任であった。」としている上、複数の元同僚は、「当時、全員が正社員であった。」と供述しているところ、申立人及び元同僚が供述する当時の当該事業所の従業員数は、社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数とおおむね一致することから判断すると、当時、当該事業所においては、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年５月１日から、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった48年１

月 29 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 46 年５月から 47 年 12 月までの標準報酬月額については、申立人と年齢が近く、かつ申立人と同種の仕事内容である元同僚の当該事業所における社会保険事務所の記録から、46 年５月から同年９月までは３万円、同年 10 月から 47 年９月までは３万 9,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは４万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡している上、申立期間のうち、昭和 46 年５月１日から 48 年１月 29 日までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号に欠番は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられず、また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことを踏まえると、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間のうち、46 年５月から 47 年 12 月までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年１月 29 日から 49 年 10 月３日までの期間については、Ａ社は、48 年１月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も既に死亡していることから、当該期間における申立人の勤務実態及び保険料の控除については確認することができない。

このほか、当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉国民年金　事案 4375

第１　委員会の結論

申立人の平成 18 年８月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 42 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成 18 年８月

私は、平成 18 年６月末で会社を退職し、Ａ市Ｂ区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間直前の同年７月分は納付済みであるのに、申立期間の同年８月分の保険料が未納とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を平成 18 年９月末頃に自宅近くのコンビニエンスストアのＣ（店名）かＡ市Ｂ区役所、又はＤ銀行で納付したはずである。」と申述しているが、申立期間当時、区役所窓口で保険料を納付することはできず、Ｃ（店名）及びＤ銀行について、申立期間である同年８月分の領収済通知書の存在を調査したものの、申立人の保険料納付を裏付ける関連資料は確認できなかった。

また、申立期間は、平成９年１月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られている上、14 年４月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていることを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低いと考えられる。

さらに、申立期間の保険料に係る納付日及び納付場所について、申立人の記憶は明確ではなく、納付状況は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに

申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案 4376

第１　委員会の結論

申立人の昭和 50 年 10 月から 52 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 25 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 50 年 10 月から 52 年３月まで

私は、結婚するため、昭和 50 年 10 月に会社を退職後、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであるのに、申立期間について未納の記録になっているのは納得できないので調査してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「結婚するため、昭和 50 年 10 月に会社を退職後、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年１月に社会保険事務所（当時）からＡ市に、申立人の夫と連番で払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の主張と相違する。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の保険料は、過年度納付が可能であるものの、申立人は、「過去に遡ってまとめて保険料を納付した記憶は無い。」と申述している上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も申立期間は未納である。

加えて、申立人の特殊台帳、Ａ市の国民年金保険料検認カード及び国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納と記録され、オンライン記録と一致している上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案4377

第１　委員会の結論
申立人の昭和46年４月から52年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等
１　申立人の氏名等
氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和22年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨
申 立 期 間　：　昭和46年４月から52年３月まで
私は、両親から年金の重要性について教えられており、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであるのに、申立期間について未納の記録になっているのは納得できないので調査してほしい。

第３　委員会の判断の理由
申立人は、申立期間について、「両親から年金の重要性について教えられており、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年１月に社会保険事務所（当時）からＡ市に、申立人の妻と連番で払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の主張と相違する。
また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。
さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち、昭和46年４月から50年９月までの保険料は、時効により納付できず、同年10月から52年３月までの保険料は、過年度納付が可能であるものの、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は、「過去に遡ってまとめて保険料を納付した記憶は無い。」と申述している上、その妻も、当該期間は未納である。
加えて、申立人の特殊台帳、Ａ市の国民年金保険料検認カード及び国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納と記録され、オンライン記録

と一致している上、申立期間は 72 か月と長期であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案4378

第１　委員会の結論

申立人の平成16年８月から18年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成16年８月から18年３月までの過誤納保険料については還付されていないものと認められるが、当該還付請求権は時効により消滅したものと認められることから、還付についての記録を訂正することはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和59年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成16年８月から18年３月まで

私は、平成16年８月から18年３月までの学生納付特例期間について、同年９月に国民年金保険料を納付したが、申立期間が納付済みとなっていない。年金事務所から、納付した保険料については、学生納付特例期間に対する納付として還付処理が行われていると聞いたが、還付する旨の通知を受け取っておらず、還付の手続を行ったことも無く、還付金を受け取っていないので、申立期間の保険料が納付済みとされていないことは納得できない。

また、申立期間が保険料納付済期間にできないのであれば、当該保険料を還付してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る国民年金保険料の領収証書及びオンライン記録によると、申立人は、平成18年９月６日に申立期間に対する保険料として26万9,360円を納付したが、申立期間は学生納付特例により保険料が納付猶予されているとして、当該保険料は過誤納となり同年10月31日に還付決議が行われたものの、申立人に還付された記録は無いことから、当該保険料は還付されていないものと認められる。

しかし、学生納付特例期間については、保険料を納付することを要しないものとされていることから、申立期間当時、学生納付特例の承認期間に

対し保険料を納付する場合、学生納付特例の承認を受けた者は、社会保険事務所（当時）に追納の申出を行い、承認を受けることとされているところ、申立人は、社会保険事務所へ追納の申出を行った記憶は無いと述べており、オンライン記録において当該保険料が納付された以前に申立人から追納の申出が行われた記録も無いことから、当該保険料は申立期間に対し追納されたものと考えることはできない上、当該保険料が過誤納となった時点において、ほかに当該保険料を充当すべき未納期間は無く、当該保険料を還付するとした事務処理に不自然な点は認められない。

　また、保険料の還付を受ける権利は、還付の請求をすべき旨の通知が国民年金被保険者等に到達した日の翌日から２年を経過したときは、時効によって消滅することとされており、当該保険料の還付決議が行われた時点において、申立人の住民票から確認できる住所は、オンライン記録と一致していることから、申立期間に係る保険料の還付請求書が申立人に送付されなかったと考えることは不自然である上、年金事務所は、「国民年金保険料の還付の決議が行われた場合は、納付した被保険者に還付請求書を速やかに発送していた。」と供述していることを踏まえると、当該還付請求権は、時効により消滅したものと考えることが相当である。

　さらに、申立期間は、保険料収納事務が国に一元化された平成 14 年４月以降の期間であり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難い。

　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

　また、申立期間に係る過誤納保険料については還付されていないものと認められるが、当該還付請求権は時効により消滅したものと認められることから、還付についての記録を訂正することはできない。

千葉国民年金　事案 4379

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年７月から 57 年６月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 61 年４月から 62 年６月までの期間、63 年４月から平成９年３月までの期間及び 14 年４月から 16 年３月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 30 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 56 年７月から 57 年６月まで
②　昭和 61 年４月から 62 年６月まで
③　昭和 63 年４月から平成９年３月まで
④　平成 14 年４月から 16 年３月まで

申立期間①については、詳しいことは分からないが、私は、母から、当時、父が私の国民年金保険料を納付したはずであると聞いている。申立期間②、③及び④については、自宅を訪ねて来た徴収員に、私が保険料の納付が困難であることを伝えると、その徴収員が保険料の免除申請を勧めてくれたので、私は申請書に印鑑を押した記憶がある。申立期間①、②、③及び④の保険料が未納とされていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①については、申立人は、申立人の母から、申立人の父が申立人の国民年金保険料を納付したことを聞いていると主張しているが、申立人は申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の父は既に亡くなっている上、申立人は、申立人の母は電話による聞き取り調査が困難な状況であると述べ、申立人の母に対する調査を希望していないことから、申立期間①の保険料の納付状況について確認できず、具体的な納付状況は不明である。

また、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2　申立期間②、③及び④については、申立人は、自宅を訪ねて来た徴収員に保険料の免除を申請したと主張しているが、申立期間②、③及び④当時、申請免除の手続は年度ごとに行うこととされており、申立期間②、③及び④においては合計 13 回の申請手続が必要となるところ、オンライン記録において申立期間②、③及び④は未納と記録され、A市の国民年金被保険者名簿の記録と一致している上、申立期間②、③及び④については申立人の前夫も申立人と同様に未納であることを踏まえると、行政側がこれほどの回数において免除申請に係る事務処理を全て誤るとは考え難い。

また、申立期間②については、オンライン記録において、申立期間②直後の昭和 62 年度は昭和 62 年７月から免除期間とされ、その申請日は同年 10 月 31 日であることが確認でき、当時、申請免除が承認される期間は申請のあった日の属する月前の直近の基準月からとされていたところ、当該申請日における直近の基準月は同年７月であり、当該免除期間の始期は当時の事務取扱に準じていること、及びオンライン記録において、当該免除記録に訂正、取消等が行われた形跡は認められないことから、オンライン記録どおりに申請免除の手続が行われ、同年７月を始期とする免除期間が承認されたと考えられる上、前述のとおり申請免除の手続は年度ごとに行うこととされ、承認期間の終期については申請のあった日の属する年度の末月までとされていることを考慮すると、当該申請日において、同年４月から同年６月までの保険料に係る申請免除の手続は行われていなかったものと推認されるとともに、このほかに申立人が申立期間②において申請免除の手続を行っていたことをうかがわせる事情は見当たらず、免除されていたものと推認することは困難である。

さらに、申立期間③の一部及び申立期間④については、平成９年１月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤りが生じる可能性は少ない。

加えて、申立人が申立期間②、③及び④の保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除申請書控、免除承認通知書等）は無く、申立人が申立期間②、③及び④の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、申立期間②、③及び④の保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案 4380

第１　委員会の結論

申立人の昭和 63 年６月及び同年７月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 41 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 63 年６月及び同年７月

私は、Ａ区に転居した昭和 63 年６月頃に、Ａ区役所で転入の手続と併せて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、Ａ区に転居した昭和 63 年６月頃に、Ａ区役所で転入の手続と併せて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の加入記録等から、平成４年２月頃に払い出され、申立人の加入手続は同時期に行われたものと推認できることから、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の加入手続が行われたと推認できる平成４年２月を基準にすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案 4381

第１　委員会の結論

申立人の昭和 52 年４月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 26 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 52 年４月から 58 年 12 月まで

昭和 52 年４月頃に、私の妻がＡ市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれた。また、私の妻が会社を退職した 55 年４月以降は、私の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得ができない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和 52 年４月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、59 年１月 17 日に社会保険事務所（当時）からＡ市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は同年３月頃に行われたものと推認できることから、申立人の主張と相違する上、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される昭和 59 年３月を基準にすると、申立期間のうち、56 年 12 月以前の保険料は時効により納付することができない上、申立期間のうち、57 年１月から 58 年３月までの保険料は過年度納付及び申立期間のうち、58 年４月から同年 12 月までの保険料は現年度納付することが可能であるものの、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料を遡って納付した記憶は無いと申述している。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 81 か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金　事案4820（事案919及び2876の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和32年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和59年10月から61年３月まで

私は、これまで本件について、年金記録確認Ａ地方第三者委員会へ二度の申立てを行っているが、そのいずれにおいても申立てを退けた委員会の判断理由は、私がＢ社で厚生年金保険に加入していたとして提示した証拠や事情等にきちんと答えておらず、納得できない内容となっているので、私の提示した証拠等にきちんと答えた回答を求めたい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、ⅰ）Ｂ社は昭和61年９月30日、Ｃ社は63年３月１日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主等から、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることができず、元同僚等からの供述も得られないこと、ⅱ）オンライン記録により、Ｂ社については、同社の厚生年金保険被保険者一覧には整理番号に欠番が無く、申立人の氏名も無い上、Ｃ社については、厚生年金保険の適用事業所となった日は61年12月11日であり、申立期間当時は適用事業所とはなっていないこと、ⅲ）申立人は、申立期間当時において、健康保険被保険者証をもらった覚えがないと供述している上、55年４月以降、申立期間を含めて国民年金に加入し、56年10月以降の国民年金保険料は全て納付済みとなっていること、ⅳ）雇用保険の加入記録は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年７月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、当初の審議結果に納得できないとして再申立

てを行い、昭和 60 年７月及び同年８月の国民健康保険料の領収証書を提出し、「国民年金保険料及び国民健康保険料は、会社が納付していたが、入社の際に社会保険加入を条件としていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているが、事業主が申立人を厚生年金保険及び健康保険に加入させながら、申立人に代って国民年金保険料及び国民健康保険料を納付するとは通常考え難く、当委員会の当初の決定を変更する新たな事情とは認められず、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 12 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私の二度の申立てに対する回答は、私が提示した証拠や事情等にきちんと答えておらず、納得できない。」として再申立てを行っているが、年金記録確認第三者委員会は、年金記録の訂正の要否を判断する機関であり、記録誤りの原因追究や責任追及を行うものではなく、申立期間に係る年金記録の訂正が必要でないことは、これまでに通知したとおりである上、再申立てに当たり、申立人からは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料や情報の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金　事案 4821

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 39 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 58 年８月 16 日から同年９月１日まで

②　昭和 60 年 12 月 26 日から 61 年１月８日まで

私は、Ａ社を昭和 58 年８月 15 日に退職後、月が変わらないうちにＢ社に再就職したので、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が２週間も空いていることに納得できない。

また、申立期間②については、Ｂ社を退職後、年末又は年始にＣ社に再就職したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 61 年１月８日となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立人は、申立期間①について、「Ａ社を昭和 58 年８月 15 日に退職した後、月が変わらないうちに、Ｂ社に再就職していた。」と主張している。

しかし、Ｂ社は、平成５年４月１日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主から調査協力が得られないため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の元同僚が記憶している自身の入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が相違していることから、当該事業所では、必ずしも入社と同時に被保険者の資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和 58 年９月１日と記載されており、オンライン記録と一致している上、遡及訂正等の不自然な形跡は見当たらな

い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2　申立人は、申立期間②について、「Ｂ社を昭和 60 年 12 月 25 日に退職した後、２週間も空けずにＣ社に再就職した。」と主張している。

しかし、Ｃ社は、「申立期間当時の資料を保有しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は、昭和 61 年１月８日に資格取得、平成元年７月 31 日離職となっており、厚生年金保険の被保険者記録と符合する。

さらに、当該事業所が加入するＤ厚生年金基金の加入員記録によれば、申立人の厚生年金基金における加入員の資格取得日は昭和 61 年１月８日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金　事案 4822

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 17 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成９年３月２日から 10 年 10 月５日まで

私は、申立期間において、Ａ社にＢ（職種）として勤務した。勤務事実が有るにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。調査の上、厚生年金被保険者記録を認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社から提出されたＢ（職種）名簿及び申立人が当該事業所に提出した「退職願」から、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、当該事業所から提出された申立人に係る給与支給明細書（平成９年 12 月から 10 年９月まで）において、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、事業主は、「Ｂ（職種）の出入りが激しく、入社と同時に全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではない。申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得の届出は行っていないと思う。給与支給明細書でも厚生年金保険料は控除しておらず、加入手続を行っていない者から保険料を控除することは有り得ない。」と回答している。

また、上記Ｂ（職種）名簿の申立人が記載されている同じページのＢ（職種）に係る厚生年金保険の加入状況を調べたところ、Ｂ（職種）名簿に記載されている雇用年月日とオンライン記録における厚生年金保険の資格取得日が相違している者が９人、当該事業所における厚生年金保険の加入記録の無い者が申立人以外に３人確認できるところ、厚生年金保険の加入記録の無い者のうち回答のあった元Ｂ（職種）は、「２年から３年勤務したが厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と述べている。

さらに、当該事業所に係るオンライン記録の被保険者縦覧照会回答票において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金　事案 4823

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 16 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 36 年２月 10 日から 37 年３月１日まで

②　昭和 37 年 12 月 10 日から 38 年 11 月２日まで

私は、昭和 36 年２月 10 日頃からＡ社Ｂ事業所で勤務したが、37 年９月に同事業所を辞めた後、友人に頼まれて一時的にほかの会社に勤めることになったが、同年 12 月から再び同事業所で勤務したので、申立期間①及び②については、厚生年金保険料が控除されていたはずである。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立人は、「昭和 36 年２月 10 日頃からＡ社Ｂ事業所に勤務した。」と供述している。

しかし、Ａ社から提出された社会保険関係の名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 37 年３月１日と記載されており、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票と一致していることが確認できる。

また、当該事業所は昭和 36 年５月１日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同日前は、当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

さらに、申立期間①当時、Ａ社Ｂ事業所で勤務していた複数の元同僚が、申立期間①当時の雇用実態等について、「当時のＢ事業所では、協力班と呼ばれる業務上の班（グループ）が存在し、下請のような形で業務を行っていた。協力班に所属する者は、健康保険及び厚生年金保険には加入させられなかった。申立人は、当初、協力班に所属していたと思う。」旨の供述をしており、申立人が、厚生年金保険等の加

入扱いとならない協力班に所属しながら勤務していた可能性を否定できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2　申立人は、申立期間②について、「昭和 37 年９月にＡ社Ｂ事業所を辞めた後、友人に頼まれて一時的にほかの会社に勤めた後、同年 12 月から、再び同事業所で勤務した。」と供述している。

しかし、Ａ社から提出された社会保険関係の名簿及び申立人に係る「健康保険被扶養者（異動）届」（２通）において、申立人の資格取得日は昭和 38 年 11 月２日と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は、昭和 38 年 11 月２日に資格を取得し、43 年１月 31 日に離職しており、厚生年金保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金　事案4824

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男（死亡）
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和２年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和62年３月31日から同年４月１日まで

私の夫は、昭和 52 年４月１日からＡ社（現在は、Ｂ社）に勤務し、60 歳定年になってからも 63 年４月 20 日まで勤務し、途中で退職したことは無いので、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述により、申立人は、申立期間において継続してＡ社に勤務していたことは確認できる。

しかし、Ｂ社は、「昭和 63 年にオーナーが変わり、それより前のことは不明。現在、会社に在籍している者で申立人を知っている者はいない。」と回答しており、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

一方、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した昭和62年３月の標準報酬月額は30万円、再度、同被保険者資格を取得した同年４月の標準報酬月額は 15 万円であり、申立人は、同年４月に特別支給の老齢厚生年金を受給し、同年５月からは在職老齢年金（停止額100分の50）を受給していることが確認できる。

このことについて、仮に申立人が申立期間において引き続き厚生年金保険被保険者で、昭和62年４月１日からの給与支給額が従前の30万円から15 万円になった場合、ⅰ）随時改定により標準報酬月額が変更されるまでの期間は、特別支給の老齢厚生年金を受給できる者が被保険者である場合に支給停止とならない標準報酬月額（20 万円）を上回る標準報酬月額

（30 万円）のままであり、在職老齢年金は全額支給停止となること、ⅱ）当該支給停止の期間は従前の 30 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付が必要となることから、事業主は、申立人が同年４月から特別支給の老齢厚生年金及び同年５月から在職老齢年金を受給できるように、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年３月 31 日とする届出及び資格取得日（標準報酬月額 15 万円）を同年４月１日とする届出を行ったものと考えられる。

　このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金　事案 4825（事案 1549、2388、3409 及び 4269 の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 17 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 36 年４月１日から 48 年４月６日まで

私は過去４回申立てを行い、いずれも脱退手当金を受給していないとは認められないという通知をもらったが、私が脱退手当金を受け取っていないことは間違いないので納得できない。新たな資料や事情は無いが、再度、申立てを行うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、ⅰ）社会保険事務所（当時）の保管する脱退手当金請求書受付経過簿に記載されている申立人に係る脱退手当金の支給年月日、支給金額等の支給記録の内容はオンライン記録と一致する上、申立期間に係る脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格を喪失してから約４か月後の昭和 48 年８月 15 日に支給されていることなどから、申立人に係る脱退手当金の一連の事務処理に不自然さは無いこと、ⅱ）同経過簿に記載されている申立人以外の 14 人にも厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある上、連絡の取れた４人はいずれも脱退手当金の受給を認めていること、ⅲ）Ａ厚生年金基金から提出された一時金給付受領書の写しも旧姓となっており、同経過簿が旧姓となっていることに不自然さは無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年２月 10 日、同年９月８日、23 年４月 13 日及び同年 12 月 14 日付けで、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給していないと主張し、過去４回の審議結果に納得ができないとして再申立てを行っているが、申立人から新たな資料の提出等は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。